

## 令和元年6月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和元年5月29日(水)
- 2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後4時18分
- 5 出席者  
教育委員  
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員  
説明者  
栗山教育部長、岡田教育総務課長、深江学校教育課長、田畑スポーツ振興課長  
園田生涯学習課長、桑畑文化財課長、大内山学校給食課長、武田美術館長、  
山下都城島津邸館長、黒木高城地域振興課長  
事務局  
鵜島教育総務課副課長、椎屋教育総務課主幹、佐土教育総務課主査
- 6 会議録署名委員  
赤松委員、中原委員

### 1 開会

#### ◎教育長

それでは、ただいまから、令和元年6月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日の委員会の終了時刻は、午後3時30分を予定しているところでございます。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

### 2 市民憲章朗読

### 3 前会議録の承認

#### ◎教育長

それでは、前会議録の承認をお願いします。

皆様方のお手元に、平成31年4月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、当該定例会の会議録署名委員でありました濱田委員と岡村委員に署名いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 4 会議録署名委員の指名

#### ◎教育長

それでは、本日の会議録署名委員でございますが、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 5 教育長報告

#### ◎教育長

それでは、早速、教育長報告を始めさせていただきます。

お手元にありますレジュメをごらんください。

まず、「都城市のみやざき学習状況調査の速報値」になります。別紙資料をご覧ください。

「平成31年 みや学 本市と県平均との比較」ということで、平均正答数というものが、丸印がいっぱいついているものがあります。これは、平均正答数の中に都城市の子供たちは入っているのかどうかということをごさいますて、ごらんとおり、今回、全ての教科部門において、正答数の平均値の中に入ることができました。学校の御努力のおかげだと思っております。

また、平均以上のものも出てきたり、ちょうど平均であったところ、合わせますと、大体7項目にわたって県平均以上という形になってきておりますが、裏面をごらんください。これを平均正答率に変えますと、つまりは平均点です。小数点以下となりますと、あともう少しですが、追いついていない、県の平均に達していないということになります。上段が平成30年、下段が平成31年で比較できるようにつくっております。これを突破できるようになれば、県でもやはりかなりの上位に食い込んでいくのではないかと考えているところでございます。何分、底上げの状況は随分とできてきたのではないかと考えております。

それから、先ほど速報値と申しましたのは、実はこれは手計算で学校側が入力をしたものをもとにしながらやっております。今、入力されている分で県の平均以上を出しているわけですが、全ての市町村がまだ入力が終わっていませんので、あくまでも速報値という形で、県の平均は若干上下するだろうと思っております。

御質問はないですか。

○赤松委員

正答数と正答率でどうしてこんなに違いがあるのかということをごさいますて教えてください。

◎教育長

平均正答数というのは、何問解けたかという問数の問題です。ですから、何問という中でいきますと、ほぼ平均の中に入っている。例えば100点満点で20問あったとすれば、1つの問題が普通に割ったとして4点になります。この4点の中には、1問分の中には必ず入っているというのが、この表のことです。

この裏のほうになりますと、それを数値化してきっちりと、例えば56.77とかいうような小数点まで全部つけてしまうと、県の平均点も小数点がついているわけですので、その1問の中で若干下がっているのがこれだけあるということをごさいますて。

○濱田委員

よろしいですか。

県の平均というのは、全国的に見ると、全国平均レベルにあるんですか。

◎教育長

ほぼ全国平均と同じです。宮崎県のもの、ここ数年。ですから、0.1ポイント違うと10位ぐらい違うんです、県で。ひしめています。狭いところにひしめているので、非常にそこでは、余りにも一喜一憂し過ぎるのではないかという話もあるんですけど。

○赤松委員

これは、同じような考え方で、昨年度、一昨年度とずっと過去の経緯を見ると、過去はこれよりもっとよくない状況だったんですか。その辺がわからない。過去と現在を比較して、上がってきているのか、下がっているのか、どうなのかというのが判断できない。

◎教育長

そうですね。

実を申しますと、私が衝撃を受けたのは、平成28年、私がここに課長で来たときには、この平均正答数でさえ丸がつかないものがいっぱいありました。率ではなく、正答数で1問に満たない、それよりも何問か下のものがありました。

○赤松委員

それは、この黒の三角になるということですか。

◎教育長

そうです。ようやく真っ白になったなというところでございます。

ですが、この平均点も、先ほど申しましたように、県の平均点が確定していないもんですから、今集まっているだけの県の平均でやっていますから、そういう部分もあると思います。

最終的には、7月ぐらいをめどに県が確定値を出してきますので、また全国学テと同じぐらいのタイミングになると思います。そのときには、またお知らせをしたいと思います。そうなりますと、小学校4年生から中学校3年生までの全てのその中の学年がわかるということになります。

○赤松委員

各小中学校の校長先生方は、教育委員会がこのように分析して把握していることを御存じなんですか。

◎教育長

2日前の学力向上担当者会で、これをお示しいたしました。ですので、それをそのまま持って帰って、校長先生にもお伝えくださいとお願いしたところでございます。

○赤松委員

校長先生方のリアクションは、何かありましたか。

◎教育長

リアクションといいますか、各学校は、自分の学校のことはもちろん数値化されるのでわかるんです、県の平均とか。そうすると、できた学校は、やっぱり今回よかったという感じでおっしゃっていらっしゃいますし、なかなか伸び悩みますねということもおっしゃっていましたが、

○赤松委員

ぜひ子供たちに力がつくような方法で、また学校現場を御指導いただけたらと思います。

◎教育長

ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

では、「生徒指導の状況について」です。

非行等の問題行動が、4月中に、小学校が5件発生しております。中学校は0件でございます。

この小学校5件のうち、1件、生徒間暴力が入っております。4年生のお子さんなんですけれども、女の子を突き飛ばしてしまったと。それも、胸の辺りを思い切り殴って突き飛ばしてしまって、

あざができてしまったということで、相手側の親御さんが学校に話がありました。殴ったほうのお子さんは、特別支援学級に所属しているお子さんです。学校側としては、学校全体で連携をしながら体制づくりに努めますということでその女兒の保護者に伝えて、謝罪したということです。

あとは、万引きが2件、火遊びが1件、あと別な形での生徒間暴力が1件、合計5件になっておりますが、それについても、指導がきちんと終わっているところでございます。

続きまして、「不登校について」でございます。

不登校につきましては、4月当初で小学校24名、中学校85名という結果になりました。中でも、中学生は新規が16名、そして継続69名ということでかなりの人数になっております。

昨年度と比較すると、中学校につきましては62名から85名、小学校につきましては15名から24名で、ともに増えている状況でございます。学校としても、一生懸命対応しているところですが、厳しい状況が続いているところでございます。

続きまして、「いじめについて」でございます。

いじめや学校生活についてのアンケートの実施校でございますが、4月に実施したのは、小学校22校、中学校10校という形でございます。

いじめの認知件数でございますが、小学校が55件、中学校が7件になりました。

平成30年4月の時点では、小学校が187件、中学校では8件という形で、小学校が、今、激減しているところではございますが、これについて安心することなく、いじめの認知はしっかりと行っていきたいと思っております。

「交通事故について」です。

4月中に、小学校4件、中学校1件の交通事故がございました。

これは、中学2年生の事案ですけれども、宮崎市内の大手スーパーの出入り口を歩いていたところ、乗用車と追突し、そして腓骨、脛骨、つまりはふくらはぎの中にある骨2本ですけれども、2本とも、骨幹部とあって、ちょうど真ん中ぐらいの骨折ということで、入院をしておるところでございます。これが非常に大きな事故でございました。

続きまして、「その他」でございます。

校外での事故ということで小学校1件を上げておりますが、これは例の4月1日の事案でございます。お父さんが事故で亡くなってしまったという事案でございます。

それから、虐待事案が、小学校1件上がってきております。これにつきましては、3年生の男の子だったんですが、顔と腕にあざがあったために、校長や担任が児童と面談して、そして父親からの暴力があることを本児が話をしたということでございます。そのため、児相に通告後、児相職員が来校して本児と面接しましたが、一時保護を本児が拒否をしましたので、そのまま帰すという形になりました。

保護者には、同月25日、家庭訪問で担任から顔のあざについて聞きましたが、母は、父とじゃれ合ってきたものと言っております。本児は、母に対して、その場でそれを否定しましたけれども、母がはぐらかしたようでございます。児相としましては、学校に本児の見守りを依頼しているところでございます。

後日行われました通常の定期的内科検診でございますが、このときに観察を行ったところ、傷やあざは確認されていないということで、経過観察をしているところでございます。

その他の3番目でございますけれども、児童虐待が疑われる事案に関する緊急点検でございますが、ことしの4月15日現在で、面会ができていないという報告を1件しております。この生徒、中学生ですが、その後、面会ができて、現在、登校をしている状況でございます。ひと安心ということでございます。

それから、市内の各小中学校の入学式において、異常事態等は発生しなかったということは、前

回話をしたところでございます。

これらのことについて、何か御質問はありませんでしょうか。今後、逐一見守っていきたく思っております。

では、次でございます。

先日、全国都市教育長協議会富山大会に参加してまいりました。5月の23、24日の2日間にかけて参加してまいりましたが、本日は、そのうち文部科学省の行政説明について、抜粋して御説明をさせていただきます。

説明者は、初等中等教育局の企画課課長の望月様でございました。冒頭は、新教育委員会制度についてというところから始まりました。なぜかと申しますと、令和になって、全ての区市町村の教育委員会が新制度に移行し、旧制度を持っているところはもうないということで、改めて言われたということでございます。

1つ目は、「レイマンコントロール」でございます。

このレイマンコントロールというのは、素人が参加するという意味合いなんです。単に素人が参加することだけではなく、教育関係者以外の多くの方々にも、それぞれの地域の教育に参画してもらいたいというようなことをおっしゃっています。その中でも、コミュニティ・スクールを設置義務として、文部科学省は通知を出しております。この設置義務等につきまして、地域から広く意見を求めていただきたいという話でございました。

それにつきまして、資料1としまして、新聞の切抜きを用意しました。これは、先日の5月26日の宮日が出したものでございます。「地域と学校の懸け橋に」ということで、川東小学校が協働本部を発足したということでございます。地域学校協働本部という形で発足するのは、木之川内小学校、五十市中学校、そして3つ目が川東小学校です。学校が主体的に動いているわけなんですけれども、最終的には地域の中でこのようにチームを組んでいただきながら、学校とともにやっていくことが大切かなと思っております。どんどん前に進んでいる学校があるということ、そして、教育委員会としても応援し、そこから上がってくるさまざまな声を反映させていきたいと改めて思ったところです。

2つ目としまして、「教育長」についてのお話をされました。令和になり、全ての教育委員会が新制度となって、責任が重くなり、市長部局との連携が大切であるということをおっしゃってございまして、予算を持っている市長の施策との関連、どう折り合いをつけていくのか、そこをうまく機能させることが新教育委員会制度へ移行した理由ではないだろうかというお話でした。ですので、その下の段に、こども課とか地域保健課、障害者支援課、これは文部省が呼んでいる呼び方なんですけれども、保育幼稚園課、青少年課、これらの課がやはりチームとして成り立っていかどうかということが改めて問われておりますということでございました。そして、総合教育会議の活用をどうかよろしく願いますということでございました。

続きまして、「新しい時代の初等中等教育の在り方」という内容でお話がありました。最近、よく聞く言葉である、「Society 5.0」という時代の教育、学校教師のあり方という形でお話をされました。

Societyという、この文言自体が余りにも急に出てきたものですから、皆さん、えっという感じだったんですが、ちょうど資料2の下のほうに注釈をつけておきました。新聞記事の下です。資料2の新聞記事の下です。

Society 5.0という言葉は、内閣府から最初に出てきているようでございます。「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」という定義のようです。

Societyという言葉自体は、社会という意味によく訳されます。Society 1.0というのが狩猟時

代、農耕時代が2.0、工業社会が3.0、情報社会が4.0に続く新たな社会をあらわすもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿としてつい最近、初めて提唱されたようです。そうは言うものの、文部科学省がこうして文言を入れてきておりますので、それにも対応しないとイケないと思っております。

このSociety 5.0時代につきましては、文科省は、1つ目として、読解力や情報活用能力を非常に重要視しております。2つ目として、教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、3つ目に、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し、新しい解や納得解を生み出す力等を必要とする。本当にどんどん新しい言葉が出てまいりますけれども、新しい解というのは、今、常識で言われている、これが答えであろうということではない答え、そういう答えが見出せないときに双方に納得感がある解を納得解という話を進められておりました。これが文科省の中に入ってきている言葉でございました。

それから、教師を支援するツールとして、先端技術を活用し、1つ目に地理的制約を超えた多様な他者との共同的な学び、これは、いわゆる、深い学びとかいうことにつながるためには、先端技術を使って、例えばテレビ会議みたいなこともやりなさいというようなことだと受けとめました。2つ目に、一人一人の能力・適性等に応じた学び、3つ目に、子供たちの意欲を高め、やりたいことを深められる学びを実現するということ。

そして、3つ目におっしゃったことは、子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団をつくっていききたいというようなお話で、なかなか難しいことをさらっと言われておりました。

そして、中教審への審議をお願いしたい事項という形でおっしゃったんですが、もう中教審への諮問は終わっていると私は認識しておりますが、その中で、新しい時代に対応した義務教育というところを拾いました。

その義務教育の中では、①基礎的読解力、またここで読解力が出てきます。基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策、それから、②義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制や、習熟度別指導のあり方など、今後の指導体制のあり方。まさしく都城市がやっているところでございます。それから3つ目でございますが、③年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方、4つ目が、④障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方というようなことを諮問されたと受けとめました。

それ以外にも、新時代に対応した高等学校教育、これは高校、大学も含めてでございますけれども、その在り方についてや、諮問の中の大項目の中に、増加する外国人児童生徒への教育の在り方が出てきたというのは非常に目新しいと私は思っております。そして、これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等という話でございました。

増加する外国人児童生徒の教育の在り方というのは、やはりかなり重い部分があるのではないかと考えています。

資料の2をごらんください。「ごみを分けて出す」ということで、小学4年生のアフガニスタン出身の児童が書いた文章です。聞くところによりますと、この児童は、このぐらいの漢字を書くことができるんだそうです。

内容を読みます。「社会科で、住みよい暮らしをつくるという学習をしました。私たちの生活には、水や電気が必要なことがわかりました。私の家では、ごみがたくさん出ます。家族が多いからです。家では、燃やせるごみと燃やせないごみに分けて、ごみを出すところにもっていっています。ごみを分けて出すのは、町が汚くならないようにだと思えます。ごみを集める仕事をしている人がいることも知りました。私は、大変な仕事をしている人がいるのだなと思えました。また、1日で

市内のごみ全部を集めることができないことや、ごみ出しのルールが守られずに困っていることもわかりました。これから、私は、ごみを分けることやごみ出しのルールを守っていきたいです。住みよい町になってほしいです」。

非常に画期的な、ありがたい作文だなと思います。少なくともこの子が今の日本、そして都城市での生活に順応しようとしている。そして、自分の考えをこのようにきちんと表現できる。こういう子が増えていけば、今後の日本も明るいのではないかなと思った次第です。

いろんな意味で、今後、さまざまな国の方々がこの日本に入ってくるだろうと思いますが、やはり教育の力は大きいなと改めて思いましたので、御紹介いたしました。

では、全国都市教育長会議の報告につきまして、何か御質問等、御意見等がありましたら、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

では、3番目に移ります。

これは、少し協議のお時間をおとりしたいと思っておりますが、川崎市で児童など19人が刺され、女兒ら2名死亡、身柄確保の被疑者男性も死亡という、限りなくショッキングな事案が起きてしまいました。昨日の話でございます。

また、大津市では、歩道に自家用車が突っ込んで、保育園児が死傷するという事案も発生しております。国も何とかしたいというようなことをおっしゃっております。

都城市としましては、昨日の昼までに、「このような事案が起こったときには、大声を出すとかブザーを鳴らすとかいうこと、近くの子供110番の家、緊急時に避難できる家がありますので、その確認をもう一度お願いします」という文書を各学校に発出しました。また、午後3時頃になって、県からも「児童生徒の命を守る取組の推進について」の通知文書が届いております。

本当に、今、何が起こるかかわからないという世の中でございまして、どうすれば防げるのかということあたりは非常に難しいと思うんですけども、いろいろ感想等を交えながら、いかがでしょうか。中原委員、どうぞ。

#### ○中原委員

ここに書いてある2件ですが、どちらも粹でいうと死亡事件、事故ですけれども、大きく違うかなと思います。

我々、幼児を預かっている者としても、大津市の件については話題に上がってしまっていて、まず、そうした園庭のないところを保育園として許可した行政のことが出ていないのはおかしいのではないかとことです。そういうところにつくるということになると、これ、遊ぶということは予測が可能じゃないかというようなことです。

実際、私の知り合いが大津市のこの保育園の近所の出身で、マンション1階にある商業施設の近くの保育園だったとのこと。そうすると、その保育園の場所にしても、待機児童対策の一環としての特例だったのかなと思うんです。いずれにせよ、園庭がないところなので、外に連れて行かざるを得ない。私立になると全然行政が出てこないということを園長先生方もおっしゃっていたので、謝罪会見を見ててもいたたまれなかったです。

また、この川崎の事件につきましても、もう被疑者が亡くなっているのが犯行の理由というものはわからないですけども、今回の件が計画的であるとするならば、その計画を上回るような防犯計画というのが可能なかどうかと考えたときに、打つ手については非常に考えますね。

宗教的な考え方になるかもしれませんが、何が起ってもおかしくない世の中であるという前提において、子供たちが無事に学校に到着したときに、それを当然と捉えるんじゃないかと、無事に来てくれたね、ありがとうというような気持ちで対応するといいますか、特別なことなんだよというようなことですね。書物の中に「火宅無常の世界」という表現がありますが、だからありが

とうという言葉があるんだよと。

子供たちが学校に来て当たり前ではなくて、きょうも無事に事故もなく元気に来てくれてありがとうと思えるような校風というものをつくっていったらいいんじゃないかなと思いました。

#### ◎教育長

ありがとうございます。そうですね。完全に安全ということはありませんね。赤松委員、お願いします。

#### ○赤松委員

大津市の歩道に乗用車が突っ込んで園児らが死傷したという事故は、交通ルールを乗用車を運転する者がしっかり守っていないという大きな要因が隠れているんです。例えば横断歩道に人が立っていたら、信号があろうがなかろうかとまる。市役所の歩道橋のすぐ東側にあるところに私も意図的に立ってみるんですけど、とまらない車が10台中8台ぐらいですね。1割か2割ぐらいしかとまらない。そういう運転手さんが多いというのを感じますし、黄色から赤に変わるときに突っ込んでくる運転手さんも随分いるというようなことを考えると、やっぱり自動車社会における運転手の交通ルールに対する遵法意識というものが著しく抜けていっているように感じます。だから、右折車が直進車を待たずに突っ込んだことが原因で大きな事故が起こる。道路交通法に対する意識が随分変わってきていることも、この大津市の事故については感じています。

だから、その辺をしっかり教育してお互いに守っていかなければならない。本県は、黄色信号での交差点進入が多いんだそうです。交差点は常に危険をはらんでいるようなことになりますから、その辺も教育とか、法をきちっと守るといいうような指導をしていく必要があるのかなと思います。

川崎市の殺傷事件も、先ほど出たように、どこにいても、いつ何時、こういう危険が伴ってくるかわからないという心構えについて指導する、あるいは、送迎は必ず保護者が責任を持つとか、そういうふうにしなない限り、子供たちを守れないような事件だと思っています。被疑者が死亡しているので、本当にこれ以上何もわからない。状況証拠とか、いろんなことでわかっていく部分もあるんですけど、本当に大変な世の中になってきたなという感想です。

#### ◎教育長

思い出しますが、あの池田小事件以来の衝撃ではないかなと思ったりします。多分、子供たちの列を狙っていたのではないか、これは憶測ですけども、テレビの解説などでは、そのようにおっしゃっている方もいらっしゃいます。その中にたまたま大人が1人いて、その父親が最初に刺されるという形になったのではなかろうかというようなことです。

#### ○赤松委員

仮に、あそこにイエロージャンパーとか、グリーンジャンパーを着た見守り隊の人がいても、その人がやられたんだろうな事件です。だから、見守り隊の方は、金属のさすまたみたいなものを持って立っていれば、相手が2刀の包丁を持っていても対抗できるかなと思います。そういうことをさせない限り、もう防ぎ得ない事件だと思います。相手が2刀持っていたら、逮捕に関しての専門的な訓練をしている者以外は、皆、やられてしまうでしょう。

#### ◎教育長

そうですね。



いろんな憶測が飛んでいて、例えば、バス通をしている子供たちは、川崎市の南部地区には多いんだそうです。いろんなところから、スクールバスを使ってやってくる。そこで、待っているときにやられるのではないかというので、今、本当に子供たちが怖い思いしているというような話も出ておりました。

総理は、不審者情報を警察と学校がもっと共有しなさいとかいうようなコメントを出していましたが、やはり、いろんな意味で厳しい世の中なので、情報をきちんと扱えるようにしたほうがいいかもしれませんね。

○赤松委員

基本的な人権の問題があるので、犯罪歴があるとかの情報についての共有化は簡単にはできません。だから、そういう情報を密にしましょうといっても、非常に難しいものがあるのは確かです。

◎教育長

ほかにはありませんか。

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

1つは、川崎市の事件が起きた際、学校のほうへ自分の我が子が登校しているかどうかの確認の電話がすごい殺到し、その返事がおそかったとかいうのを盛んに報道されたんですけども、以前、登校したら、メールで何時に登校しましたよというシステムを取り入れてはどうかという話題が出ていましたので、あの件についてはどうなったのかなということ。

もうひとつは、大津市にしても川崎市にしても、園のほうや学校側の体制を責めるということではなかったんです。保育士さんが2、3人体制でついていたりとか、スクールバス乗り場に教員が待機していました。

教師の働き方改革ではないんですが、都城市内の学校でも、朝の立ち番とかすることは、負担が増えてきて難しい状況があります。でも、子供たちの見守りは絶対必要なもので、それこそ、先ほど出ていますけども、コミュニティ・スクールでの地域の方の目、それをしっかり学校側と連携がとれるようにしていかないと、今回、川崎市のほうでも、教頭先生が一番前にいて、後ろのほうで何が起きたかわからなかったということがありましたので、少しでもそういう動きに気づく人間がいれば、また子供たちの逃げ方も違ったのかなと思いましたので、見守りの点がもっと強力で都城市も取り組んでいけたらなと思ったところです。

◎教育長

最初の点について、事務局からありますか。

●栗山教育部長

今ございました、子供たちの登下校について、何時に登校した、何時に下校したという情報の通知手段の構築について、教育総務課が動いていますので、報告をさせていただきます。

●教育総務課主査

よろしく申し上げます。教育総務課の佐土といたします。

現在、教育委員会のほうで導入に向けた準備を進めている、I Cタグを用いました児童見守りシステムというのがございます。そのシステムの概要は、児童にI Cタグを持たせまして、学校門を

通過した時刻を業者から保護者へメールにて配信するサービスというものになっております。今年の2学期開始前までに各校に導入を予定しているところでありまして、市内に小学校が36校あるんですけども、そのうち白雲小を除いた35校に対して設置を予定しているところです。現在、そのうち10校が5月の中旬までに工事が終わっているところですので、残りの25校は、6月下旬から7月にかけて工事を行うところです。

○中原委員

事業は始まっていたんですか。前回、この話があったときに、業者の選定やシステムの構築で意見を言わせていただいたんですが。

●栗山教育部長

「ツイタもん」という業者からの提案があり、その提案を受けて、夏休み明けから運用を開始するという予定で、今進んでいます。

○中原委員

そのとき意見を申ささせていただいたんですが、そのシステムが今後いろんな形で学校にICT活用という形で進んでいくでしょうから、長期的な視野で検討された上でこのシステムで間違いのないというようなことが決まったという報告が事前があれば、今の話は理解できます。時々、経緯について報告がないことがありますね。

●栗山教育部長

すいません。今回、業者から、施設の整備を全て業者側でやるという提案があったんです。市の負担は要らないという形での提案がありまして、これについてやっていこうというようなことになりまして、今の流れになっています。委員の皆様には報告しなかったのは、大変申しわけありませんでした。今申し上げたような流れで、市内の全小学校に夏休み明けぐらいから見守りシステムを設置する予定で動いているところです。

○赤松委員

そのシステムは、何という名称ですか。

●栗山教育部長

「ツイタもん」という名称です。

九州内では、熊本と福岡で導入されているものです。県内での導入はありません。

◎教育長

また、その経緯等について詳しく報告していただいてよろしいですか。

委員会としてもこの事業を十分理解いただいてもらうことが大事だと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

### 【報告第51号】

◎教育長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は、報告12件、議案9件でございます。

では、報告第51号を高城地域振興課長から御説明いただきます。

●高城地域振興課長

高城地域振興課の黒木でございます。

報告第51号「都城市高城郷土資料館企画展「お城の七夕まつり」の開催要項の制定について」御説明申し上げます。

関係資料でございますように、目的は、七夕の節句にちなみ、高城地区近隣の幼稚園、保育園、小学校等から七夕飾りを募集・展示することにより、資料館のPR及び利用促進を図るものでございます。

展示期間は、令和元年6月29日の土曜日から7月7日の日曜日まで、休館日を除く8日間です。募集作品は、笹または竹に飾りつけた高さ3メートル以内の七夕飾りです。

募集締め切りは6月17日、展示に係る費用は無料でございます。

作品は、原則、返却いたしません。

また、6月4日の火曜日から6月24日の月曜日まで、高城総合支所、高城学習センターに短冊を設置し、希望者に短冊を記入していただきます。その短冊も飾りつけます。

資料館についても同様に実施し、資料館の短冊については、7月7日まで短冊を記入、6月29日以降は資料館に笹等が設置されておりますので、自分で飾りつけてもらいます。

旧後藤家商家交流資料館では、7月4日から7月7日の間に、七夕まつり織り姫展が開催されております。そのため、今回、郷土資料館は、お城の七夕まつり彦星展とし、連携を図り、それぞれ入館者に案内チラシを配布予定でございます。

以上で、報告第51号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第51号につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。よろしかったでしょうか。

では、報告第51号につきまして、承認をいたします。どうかよろしく願いいたします。

●高城地域振興課長

ありがとうございます。

【議案第9号】

◎教育長

では、続きまして、議案第9号を学校給食課長から御説明いただきます。よろしく願いします。

●学校給食課長

議案第9号「都城市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」御説明いたします。

お手元の資料に審議会委員の名前が載っております。

都城市学校給食センター条例の抜粋もつけてございます。

第5条に教育委員会の諮問に応じて審査するというところで、運営審議会の設置規定がございます。審議会の委員構成でございますけれども、第2項の第1号から第5号までの構成となっております。

第1号が知識経験を有する者ということで、今回は、以前、都城の学校給食センターに勤務しておりました栄養士の先生を推薦しております。

第2号、市立の小学校長及び中学校長6名、そして第3号の都城市学校給食主任部会の代表者1名、こちらの7名につきましては、校長会から推薦の校長先生方ということでございます。

そして、第4号、市立学校のPTAの代表者6名については、市P連からの推薦の6名ということになっております。

そして、第5号、保健所、医師会及び薬剤師会の代表者、これも各団体からの推薦ということになっております。

委員の任期につきましては1年として、再任を妨げないということでございます。

再度、委員名簿をごらんいただきたいと思っております。

右側のほうに、今回、新任の方、再任の方ということで区分をつけているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

学校給食センター運営審議会の委員の選任でございました。御意見、御質問はありませんでしょうか。

では、議案第9号につきましては、原案のとおり承認をいたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

#### ●学校給食課長

ありがとうございました。

### 【報告第47号】

#### ◎教育長

では、報告第47号を文化財課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

#### ●文化財課長

文化財課でございます。今回は、1件の報告をさせていただきます。

報告第47号「令和元年度巡回企画展「古墳がいっぱい！」開催要項の制定について」でございます。

本事業は、都城の未来を担う子供たちをはじめ、多くの市民に郷土の歴史に興味を持ってもらうため、市内の公立施設を巡回して実施するものでございます。

先日、大阪の百舌鳥・古市古墳群が世界遺産登録実現に向けて動き出すことになったことがニュース等で報じられておりました。そして、宮崎で古墳といえば西都原古墳群を思い浮かべることと思えますけれども、実を言いますと、都城市にも200を超える古墳が残されています。今回の巡回企画展では、市内の古墳について、出土品やパネルで紹介するものです。

会場は、市立図書館、高崎総合支所1階ロビー、高城生涯学習センター1階ロビー、ウエルネス交流プラザ2階の計4カ所でございます。

それぞれの会期につきましても、開催要項に記載のとおりでございます。

要項の項目8展示レイアウトをご覧くださいませでしょうか。

高崎総合支所、高城生涯学習センター、ウエルネス交流プラザにつきましては、例年どおり、展示ケース2基と解説パネルの展示でございます。

市立図書館については、カフェの奥の部屋、ギャラリーAを使用します。ここでは、出土品の展示だけではなく、都城市内の地図に古墳の位置を示した分布図を部屋の床に敷いて表示します。箱

式石棺の実物大模型も置いて、見学者の理解を助けるようにしたいと思います。

このほか、市立図書館での会期中の8月8日土曜日には、ワークショップで、市内で出土した実際の鏡から型を取った形の鏡づくりを実施する予定でございます。鋳型と鏡はこのようなものでございます。実際に出土した鏡から型を取ったもので、鋳型がこちらで、低温で融解する合金を使用しておりますので、危険ではありません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございました。巡回企画展のお話でございました。何か質問や御意見はありますでしょうか。

○濱田委員

この古墳、以前、ちょっと説明をしていただいたと思うんですが、竪穴式というのですか。

●文化財課長

以前、ご説明したのは、地下式横穴墓のことではないかと思えます。

○濱田委員

そうですか。それは、外から見るとこんもり盛り上がったような形になっているわけですね、

●文化財課長

実際の遺跡のことでしょうか。

○濱田委員

そうです。

●文化財課長

例えば、畑をトラクターで耕うんしておりましたら、車輪がガタッと落ちまして、地下に空洞が見つかります。そこを覗いてみると、玄室という空洞の部屋がありまして、その中に人骨が埋葬されているという遺跡でございまして、偶然の発見による調査というのがほとんどなんですけれども、それを含めて、市内で200カ所ぐらい遺跡が確認されております。

○濱田委員

外からではわからないということですね。

●文化財課長

そうです。発掘の地層断面図を見ますと、恐らく、当時、横穴に遺体を入れて、竪穴をふさいで、その後、排出した土を利用して若干のマウンドはつくっているようなんですけれども、もう現在の畑の耕作によって失われてしまっているというような状況です。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

何かございませんでしょうか。どうぞ、赤松委員、お願いします。

○赤松委員

大変、地域理解に役立つ素晴らしい展示だと思いますが、この2と3と4の会場は、パネルの7から11は展示しないわけなんですね。これで十分学べるんでしょうか。会場の広さの関係でこうなっているんだろうとは思いますが。

●文化財課長

そうですね。2と3と4に関しては、市立図書館については比較的広いスペースを貸していただけるということで、そこにいろんな試みを行って、立体模型なども展示して行くんですけども、ほかの会場は展示スペースが限られておりまして、あと期間も若干短い。ウエルネス交流プラザは1日だけとなっています。これは、歴史講演会を当日に行う予定でして、それに合わせて展示を計画しております。

○赤松委員

スペースの問題で、パネルの7番から11番については、ほかの会場では展示できないということですね。もったいないという気もして、お尋ねしたところでした。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第47号につきまして承認をいたします。どうかよろしく願いいたします。

●文化財課長

ありがとうございます。

#### 【報告第50号・議案第11号・議案第12号】

◎教育長

それでは、報告第50号、議案第11号、第12号を都城島津邸館長から説明いただきます。よろしくお願いします。

●都城島津邸館長

都城島津邸の山下です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告第50号及び議案第11号、第12号について御説明いたします。

まず、報告第50号「令和元年度都城島津伝承館企画展「都城島津家史料の魅力～後世に伝える文化財～」開催要項の制定について」御説明いたします。

都城島津邸は、平成22年3月27日に開館して以来、今年で10年目を迎えています。その間、国宝・重要文化財を含め、貴重な文化財を数多く展示公開しながら、さまざまな切り口で特別展、企画展を開催してまいりました。

おかげさまで、平成27年8月27日には、国宝・重要文化財を適切に保存公開している公開承認施設に宮崎県内で初めて文化庁から認定され、今も県内唯一の公開承認施設となっています。

また、都城島津家史料のうち、「朝鮮国書」が国の重要文化財、「庄内地理志」、「高麗虎狩図屏風」、「鉄錆地南蛮胴具足」等が宮崎県指定文化財となっております。

本企画展は、開館10年目という大きな節目を迎えるに当たって、改めて都城島津家史料が南九州、日本の歴史にとってどのような価値があるのかについて紹介するものです。そして、都城島津家史料が、東京大学史料編纂所が所蔵する国宝島津家文書とどのような関係があるのか、その中で位置づけという点についても紹介していくというのが今回の展示の趣旨であります。

会期は令和元年6月29日の土曜日から10月6日の日曜日までで、実質開館期間は86日間となっております。

場所は、都城島津伝承館になります。

観覧料については、後の議案第11号で改めて御説明いたしますが、今回は10月に消費税の増税が予想されていることから、税抜きで設定しており、一般が200円、大学生・高校生が150円、中学生以下は無料としております。

今回の主な展示史料については、国重要文化財の「朝鮮国書」を初め、宮崎県指定有形文化財である「庄内地理志」、「三国筆苑」、「緋羅紗地丸に十字紋陣羽織」、「鉄鑄地紺糸威瑠璃齋胴具足」等を予定しております。

最後の具足というのは、20代島津久茂が着用していた鎧になります。それから、「緋羅紗地丸に十字紋陣羽織」ですが、これは幕末、島津久光が京都に出兵したときに、その後に都城島津家の島津久静が京都御所の警備のために京都に向かうときに着用していたと言われている陣羽織です。そうしたものを展示させていただきながら、今回の趣旨に沿った説明をしていきたいと考えております。

また、関連イベントとして、講演会を計画しております。

日程は、令和元年8月24日土曜日、会場は、都城市コミュニティセンター集会室で午後2時からになります。

講師については、東京大学史料編纂所助教の小瀬玄士先生にお願いしております。

テーマについては、島津家文書における都城島津家文書の位置づけ等についてお話ししていただくことで調整しているところでございます。

なお、今年度は、東京大学史料編纂所、鹿児島県歴史資料センター黎明館及び都城島津邸の3館で、「島津義弘発給文書の総合的研究」と題する共同研究を行っております。その縁で、東大史料編纂所が作成した国宝島津家文書の刀狩令の複製品（レプリカ）を寄贈していただけることになっております。

その寄贈式についてですが、東大から先生がお越しになって記者発表したいということでございまして、そのときに、東大の先生を講師に、この史料にちなんだ講座等を開催してはどうかという御提案をいただいているところでございます。この企画展開催中に行うかどうかを含めて、今後、東大と協議していく予定であります。

以上、報告第50号の説明を終わりたいと思います。

引き続き、議案第11号「都城市所有・寄託史料活用調査委員会設置要綱の制定について」説明をいたします。

開館以来、当館への史料の寄贈・寄託が増加しており、開館当初からしますと、1万5,000点ほど収蔵史料が増加しております。その中で、まだ細かい調査、目録ができていないものが8,000点ほどあります。

そこで、今年度から、これらの史料の調査・整理を行うため、「都城市所有・寄託史料調査事業」を実施することになっております。これは、平成28年度まで実施した後藤家文書史料調査事業と同様、文化庁からの補助を受け、「地域活性化のための特色ある文化財調査活用事業」として実施するもので、今回補助の目処がついたことから、6月から事業をスタートさせることになりました。

対象とする史料は、開館後に寄贈・寄託され、現在未整理の都城島津家史料の追加分、それから

後藤家文書の追加分、都城島津家の旧家臣で、幕末に国学者として活躍した大館家からの移管史料、さらに都城市立図書館から移管した江戸時代の和装本というものがあるんですけども、それらを行うことになっております。総点数は、約8,000点と予想されるところでございます。

これらの調査事業を円滑に進め、史料内容の的確な把握、調査方法等について、専門的な見地から指導・助言をいただくことを目的に、専門的知識を持った方々によって組織する委員会を設置するための要綱を制定するものであります。

委嘱を予定している委員は、参考資料にある5人の先生方になります。委員会は、年2回の開催を予定しているところでございます。

以上、議案第11号の説明を終わりたいと思います。

続きまして、議案第12号「令和元年度都城島津伝承館企画展の観覧料の設定について」御説明いたします。

これは、先ほど報告第50号で御説明いたしました企画展「都城島津家史料の魅力～後世に伝える文化財～」の観覧料について定めるものでございます。

企画展や特別展の観覧料については、都城市都城島津邸条例第8条第2項の「都城島津邸において特別な展示を行うときは、有料とすることができる。この場合において、特別展示の観覧料の額は、教育委員会がその都度定めるものとする」に基づき定めることとなっております。

今回の観覧料の設定に当たっては、10月に消費税の増税が予想されることから、消費税抜きの料金で設定しております。お示した資料のとおり、一般200円、大学生・高校生が150円、中学生以下については、積極的に学習等に利用してもらうという目的で無料としております。

括弧内は20名以上の団体料金でして、一般が150円、大学生・高校生が100円になります。

これに消費税を加えた額を観覧料としていただくこととなります。例えば、8%、10%それぞれの税込みの料金は、資料にお示したとおりで、8%の場合は、一般が210円、団体が160円、大学生・高校生が160円で、大学生・高校生の団体が100円、10%の場合は、一般220円、団体が160円、大学生・高校生が160円、団体が110円となります。

なお、この額は、観覧料に税率を掛けて、10円未満を切り捨てた額となります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第50号、そして議案の11号、12号につきまして、御意見、それから御質問ありましたらお願いします。濱田委員、お願いします。

#### ○濱田委員

議案第11号の委員会の件なんですけど、委員の任期が委嘱の日から令和5年3月31日までの4年となっておりますが、これは文化庁の補助事業の期間ということですね。

#### ●都城島津邸館長

事業期間になります。その事業期間が委員の委嘱期間になっております。

#### ○濱田委員

これ、予算がついたということだと思いますが、毎年更新する形だと思うんです。途中で削減されるということ、よくありますよね。それでも大丈夫ですか。



●都城島津邸館長

これまで2回、都城島津家史料のときと後藤家文書のときに、この補助事業を活用させていただいたんですが、事業終了まで、大体こちらをお願いする予算どおりに組んでいただいております。

○濱田委員

わかりました。

全体でどれくらいになるのか、教えていただけますか。

●都城島津邸館長

今回、大体1カ年で、ことしが350万円ぐらいだったと思います。最終年度が調査報告書を出す分として、200万円ほどアップします。

○濱田委員

全体で1,600万円ぐらいですね。

●都城島津邸館長

そのくらいになります。

○濱田委員

どうもありがとうございました。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第50号、議案第11号、第12号を承認し、又は決定をいたします。どうかよろしく願いいたします。

●都城島津邸館長

どうもありがとうございます。

【報告第48号・報告第49号・議案第10号】

◎教育長

それでは、報告第48号、第49号、議案第10号を美術館長から御説明いただきます。よろしく願いします。

●美術館長

美術館でございます。よろしく願いいたします。本日は、報告2件、議案1件でございます。それでは、報告第48号と議案第10号は関連がございますので、合わせて御説明をさせていただきます。

まず、報告第48号ですが、「令和元年度特別展「自画像 キャンバスの中の画家たち」開催要項の制定について」でございます。

別紙をごらんください。

名称は、「自画像 キャンバスの中の画家たち」でございます。

会期につきましては、令和元年10月19日、土曜日から12月1日、日曜日まででございます。

自画像は多くの画家が一度は手がけるテーマでございますけども、今回の特別展では、茨城県にございます私立の笠間日動美術館のコレクションであります自画像、佐伯祐三とか、レオナルド・ダ・ヴィンチと言ったほうがわかりやすいかもしれませんが藤田嗣治、武者小路実篤やシャガール、ピカソなど、国内外の巨匠の自画像と、あと東京藝術大学が所蔵しております郷土の作家である山田新一などの自画像、約100点を展示したいと思っております。このような自画像を集めての展示は、九州で初めてではないかと思えます。

今回は、MRT宮崎放送と実行委員会を組織する形で準備を進めているところです。

観覧料につきましては、後ほど議案第10号で説明させていただきます。

関連事業といたしましては、11月4日に講演会、11月10日にワークショップを予定しておりますけども、こちらにつきましては、現在、講師などについて交渉中で、詳細については未定でございます。

最後に、その他でございますが、10月18日、金曜日の午後3時から開会式及び内覧会を予定しております。

委員の皆様にも案内状を出させていただきますけども、予算の都合上で旅費のほうがございませんが、よろしければ御参加いただければ幸いです。

次に、議案第10号「令和元年度特別展「自画像 キャンパスの中の画家たち」の観覧料について」でございます。

別紙をごらんください。

一般の当日券が800円、高校・大学生が600円、会期中何回でも見られるフリーパス券が1,000円でございます。

次に、割引についてですけども、前売り券、20名以上の団体、65歳以上の高齢者、あと教育委員会に属する関連施設、具体的には島津邸、歴史資料館、高城郷土資料館等の半券を持参された方、あと平成29年度から契約をしておりますJAF及び本年4月から契約いたしました教職員互助会の会員証を提示された方につきましては200円引き、あと7、8にありますように、特別展実行委員会で作成するチラシの角のほうに割引券をつけておりますので、こちらを持参された方、あとミュージアム周遊パス券を持参された方については100円引きにしたいと考えております。

次に、中学生以下、文化の日、障害者手帳保持者及びその介護者1名、ここは昨年度は割引にしておりましたが、今回は無料としております。

それから、家庭の日、具体的には10月21日と11月18日になりますが、この日につきましては、高校生以下の同伴の家族については無料、また特別展に合わせた話題づくりといたしまして、自画像の特別展でございますので、象に乗った御自身の写真、そして収蔵作品展の期間中に、現在もやっておりますけども、自撮りコーナーを設けております。そこで撮影した自撮り写真を提示された方も無料にしたいと考えております。

最後に、その他でございますが、都城市立美術館友の会会員の方につきましては、当日観覧料を半額にしたいと考えております。

この友の会というのは、今、会員が約200名弱いらっしゃいますけども、美術館にあります屋外の銅像とか館内の展示壁の清掃などのボランティア等を行っていただいております。

以上が、特別展関連についての説明でございます。

続きまして、報告第49号「令和元年度第66回都城市美術展開催要項の制定について」でございます。

実は、27日の月曜日に実行委員会がございまして、事前に配布したものと若干変更がございますので、差替えさせていただきます。

それでは、お配りした要項をごらんいただきたいと思えます。

目的につきましては、都城圏域の芸術文化の向上と情操教育の振興及び近隣市町村との交流を図るということを目的にしております。

昨年度も試験的に、一部の作品を図書館で展示いたしましたけども、これが好評でありましたので、今年度は会場として正式に図書館を加えているところでございます。

会期につきましては、9月14日、土曜日から9月29日、日曜日まで、休館日を除きまして14日間で開催する予定にしております。

応募資格につきましては高校生以上、応募規定につきましては、平面の作品の額装は必要なのかどうかわかりにくいという件がございましたので、サイズは横200センチ、縦250センチ以内(額を含む)で、額なしでも可という表記にいたしました。

出品料につきましては、例年どおり、1点1,500円でございます。

次に、裏面のほうをごらんください。

作品の搬入及び搬出でございますが、搬入日につきましては、8月24日、土曜日と25日、日曜日の午前9時半から午後9時半までとなっております。搬出につきましては、審査後、選外となった作品については9月7日、土曜日と8日、日曜日に、入選作品については、展示終了後の10月5日、土曜日と6日、日曜日で行うようにしております。

作品の審査につきましては、今回から、実行委員による事前審議を行うことにいたしました。それを8月28日に行いまして、審査員による審査を8月29日、木曜日と30日、金曜日に行う予定にしております。

審査員につきましては、多摩美術大学教授の本江邦夫先生と山口県の周南市美術博物館館長の有田順一先生には昨年より引き続き、宮崎大学教授の石川千佳子先生と東京学芸大学教授の萱のり子先生には今回新しく加わっていただく予定でございます。

賞につきましては、例年どおりでございます。

表彰式は、会期中の中日、9月21日、土曜日の午前10時から、コミュニティセンターで行う予定です。

また、表彰式が終わった後に、作品の鑑賞会を計画しております。昨年度はこの鑑賞会を別日に設けておりましたが、作者のコメントをもらう機会がないのではないかとということで、表彰式後に行うことといたしました。

関連事業といたしましては、30日の午後から審査員の先生方に、出品者で希望される方に対してまして、直接講評していただく時間を設けております。

また、昨年度までは会期前の7月に行っておりましたワークショップを、今年度は会期中の9月に行うことといたしております。そこに挙げたテーマでワークショップを行う予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

報告第48号、第49号、それから議案第10号につきまして、説明をいただきました。まとめて、何か御質問、それから御意見等ありましたらお願いします。濱田委員、お願いします。

#### ○濱田委員

大変いいコレクションと思います。

今回の市美展は、市立美術館と図書館で分けて展示するという事なんですか。

#### ●美術館長

そうです。

○濱田委員

その振り分け方とかはあるんですか。

●美術館長

昨年度につきましては、図書館という場所はやはり自然光が入ってくるところでございますので、彫刻とか、余り劣化をしないようなものについて、制作者に許可をいただきまして、展示させてもらっています。

あと、図書館には、作品を吊るす重量の関係上、大きい作品は持っていけないということで、作品の大きさ、その他を考えながら割り振っていきたいと思います。

○濱田委員

テーマとか、そういうことで分けるとかじゃないんですね。彫像は、図書館でという分け方ではないんですね。

●美術館長

もともとは、映像が出てきたときに、図書館でやったらどうだろうかということから始まっていたんですけども、去年は映像が出なかったもんですから。今、選書をするために本が並べてあるところがありますけど、あそこに彫刻など立体作品を持っていき展示をしたところです。

○濱田委員

ありがとうございます。

◎教育長

ほかにありませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第48号、第49号を承認、議案第10号を原案のとおり決定いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

●美術館長

ありがとうございました。

◎教育長

それでは、午後3時15分まで休憩といたします。

よろしく願いいたします。

【休憩】

◎教育長

休憩前に引き続き会議を進めさせていただきます。

【報告第45号・第46号・議案第7号・第8号】

◎教育長

では、報告第45号、第46号、議案第7号、第8号を生涯学習課長から説明をいただきます。

よろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

皆さん、お疲れさまです。

報告第45号、第46号、議案7号、第8号の4つについて説明をさせていただきます。

その前に、議案第7号と第8号につきましては、空欄がありましたので、その分を差し替えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

報告第45号「臨時代理した事務の報告及び承認について（放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱）」御説明いたします。

これは、放課後子ども教室の指導をお願いしている教育活動サポーターの委嘱について臨時代理いたしましたので御報告し、承認を求めるものです。本年度4月定例会にて、この案件について御報告しましたが、追加で1名、姫城地区放課後子ども教室姫キッズ夢クラブに教育活動サポーターを委嘱したところです。任期は、令和元年5月1日から令和2年3月31日までとなっております。

続きまして、報告第46号「令和元年度都城市子どもフェスティバル開催要綱について」御説明いたします。

子どもフェスティバルとは、子ども実行委員が中心となってみずから企画運営する子供たちのための祭典で、毎年開催しております。本年度は、10月20日第3日曜日の家庭の日を開催する予定です。市内の小学生を対象に、入場無料で参加でき、人気イベントは整理券を求めて行列ができるほどで、毎年多くの人でにぎわっております。

お手元に昨年度のチラシをお配りしておりますので、ごらんください。昨年度は、南九州大学の学生やおもちゃ病院等の御協力もいただき、延べ約2,500人の来場者で大変好評を得ました。本年度の開催会場について大人実行委員や子ども会育成会も交えて検討しましたが、多くの部屋の確保や駐車場の利用のしやすさなど効率的な利用が可能であるとの理由から昨年と同様、中央公民館周辺での開催としました。

また、子ども実行委員については、小学6年生を対象に学校に公募し、ジュニアリーダークラブ蒲公英（たんぼぼ）のメンバーや大人実行委員のサポートを受けながら6月から13回ほど実行委員会を開催し、準備から制作活動、会場設営などに取り組んでいく計画です。

続きまして、議案第7号「都城市人権啓発推進協議会副会長及び幹事の委嘱について」説明いたします。

同協議会の会長、副会長及び幹事は、都城市人権啓発推進協議会設置要綱第4条及び第7条第2項の規定に基づき委嘱または任命します。会長は、第3条第1項に規定する別表1のとおり事業担当副市長があらわれております。今回、副会長及び幹事の委嘱につきまして同要綱の規定に基づき別紙のとおり委嘱又は任命するものです。副会長6名全員が再任となっております。また、幹事15名のうち新任が2名、再任13名となっております。任期は、令和2年3月31日までとなっております。

最後に、議案第8号「都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員の委嘱について」です。

社会教育委員につきましては、社会教育法第15条並びに都城市社会教育委員条例第2条及び第3条の規定により公民館運営審議会につきましては、同法第30条並びに都城市公民館条例第7条の規定によりそれぞれ委嘱するものです。

いずれの委員についても条例で（1）学校教育及び社会教育の関係者。（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者。（3）学識経験のある者から委嘱すると規定しております。

今回、各団体において役員改選が行われ、市PTA連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、人

権養護委員協議会から推薦された3名について委嘱するものでございます。なお、任期につきましては、いずれも委嘱の日から令和2年6月30日までとなります。

以上、御審議のほどお願いします。

◎教育長

質問等はございませんでしょうか。岡村委員。

○岡村委員

子どもフェスティバルのチラシのことでお伺いしたいんですが、本年度のチラシはまだだと思っておりますけども、チラシの裏にある、中央公民館前市道でおばけ屋敷整理券受け付けとかあるんですが、市道で行うのですか。

●生涯学習課長

当日は、歩行者天国にして道路の両脇を止めております。

○岡村委員

あと、右側の地図のくれよん号なんですけども、美術館の後ろに来るんですか。

●生涯学習課長

その辺は、まだ、今から実行委員会で決めていきます。

○岡村委員

わかりました。

◎教育長

去年は美術館の大きな搬入口の前に置きました。

○岡村委員

中央公民館の前の駐車場のほうにくれよん号を置けば、見やすく、本を借りようかなとかいう子供さんたちがいるかなと思ったところです。御検討いただけるとありがたいです。よろしく申し上げます。

●生涯学習課長

はい。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

私もよろしいですか。

子どもフェスティバルの子ども実行委員の必要数と、今現在、集まっている委員が何名ぐらいなのか教えてください。

●生涯学習課長

すいません、後ほどお答えします。

必要数については、昨年度でいうと30名です。

◎教育長

30名ですね。30名ほどが必要であって、実際今、どのくらい集まってきているのか。主役は子供たちですよ。

●生涯学習課長

はい。主役は子供たちです。

◎教育長

子供たちがいろいろ企画して、そして、それを子供たちが見に来て、体験するということなので、かなりの回数の研修を受けながらいろいろやりながらやっていくというふうにもなっていますので、集まってくれるのか心配しているところです。よろしくお願いいたします。

昨年もこのイベントには、多くの南九大生が来ていただいて非常にありがたかったです。また、壮年団体の方々にも盛り上げていただいて、相当なにぎわいで楽しく過ごさせていただきました。よろしくお願いいたします。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第45号、第46号、議案第7号、第8号を承認いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

どうもありがとうございました。

#### 【報告第44号・議案第6号】

◎教育長

それでは、報告第44号と議案第6号をスポーツ振興課長から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●スポーツ振興課長

失礼いたします。まず、報告第44号「臨時代理した事務の報告及び承認について（スポーツ推進委員の委嘱）」御説明申し上げます。

横市地区スポーツ推進員について、昨年4月に前任者が退任され欠員となっております。後任について、横市地区体育協会へお願いしておりましたところ、このたび、後田緑子氏の推薦がありましたので、委嘱するものでございます。

続いて、議案第6号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本件につきましては、3月の定例教育委員会で御説明しておりますが、平成28年度から実施している都城運動公園野球場の大規模改修工事が本年度で整備完了する予定でございます。その中のスコアボード一体型バックスクリーン設置工事を行うに当たり、契約の相手方を公募型プロポーザル方式で選定しましたので、工事請負契約の締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、選定結果について添付資料をもとに御説明いたします。資料の議案第6号関係資料にございますが、契約の金額については1億9,332万円でございます。これまで3回の選定委員会を開催いたしまして、最終回となる5月10日に技術提案書及びプレゼンテーションの審査を行いました結果、応募のありました2者のうち株式会社九南を優先交渉者として決定いたしました。

次に、審査結果の欄をごらんください。評価項目の1から9について8名の委員で審査したとこ

ろでございます。一人当たりの配点が200点で、8人で1,600点満点ということになりまして、九南ともう1者に対し採点を行いまして、九南が1,347点となったところでございます。

今回、プロポーザル方式を採用した理由につきましては、バックスクリーンとスコアボードを老朽化により新調するに当たり、スコアボードの部分がシステム開発等による高度な技術能力の提案を求める必要があることから、設計から施工まで一貫して工事を行う必要があったためでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告第44号と議案第6号につきまして御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。赤松委員、お願いたします。

○赤松委員

評価項目のうち、機能拡張というのはどういう意味なんですか。

◎教育長

6番の機能拡張についての御質問でございますね。

●スポーツ振興課長

審査の中で評価項目としまして、防雨、防水機能等が確保されているのか、得点表示、画像表示部は視認性に優れているか。規格や性能など仕様書以上の優れた提案があるか。仕様書に示されていない機能が付加されているかということで、評価項目を細目で設けまして、それについては、先ほどいいました、仕様書以上の優れた提案につきましては5段階で評点を設けまして、最高の5段階の評価が5件以上あるということが拡張機能の評価としております。

また、仕様書に示されていない機能の付加につきましても同じく最高、第5段階で評価いたしまして、一番高い評価が5件以上ということで評価しております。

その内容につきましては、仕様書で標準的な仕様で画像表示のデザインですとかそういったところについては企画しているんですが、例えば球速の表示ですとか、今、学童とか中学生になると投球数の制限がございますして、そういった表示機能ですとか、あとは、いわゆるLEDの大型のビジョンですので動画ですとか、あとは生中継の映像ですとか、そういったカメラで写しているのをそのままバックスクリーンのほうに表示できますよとかいった付加価値、それから、災害時とかにおいて、災害の情報が入ったときにそういった情報を表示するとか、あとはパブリックビューイングといったことにも対応ができますよといった標準の仕様書以上に各提案者からこういう機能がございましてというのをこの拡張機能ということで評価したところでございます。

以上です。

○赤松委員

御説明いただいて、すばらしいものなんだとよくわかりました。機器そのものの仕様とか機能拡張という視点で見ると、A社のほうが点数が高い。

これだけで考えるとA社のほうがいいものになるんじゃないかなと、素人としては思ってしまうんですが、最終的には総合点で選ばれているんでしょうけど、そのあたりはどうなんですか。



●スポーツ振興課長

選定理由として選定委員会でお示ししているのが、まず、評価1の配置予定の技術者の資格等についての評価については、専門分野の資格を有している技術者が複数配置されるという部分、それから、導入費用については見積もり内訳書が詳細に示されており、特に地盤調査及び杭打ち工事に関する提案が評価された。それから、評価項目3の維持管理についての評価については、今後20年間における維持管理料や保守点検に関する提案が評価された。それから、耐久性の高い材料が要所に使用され、ランニングコストも抑えることが評価されたということ。それから、技術提案の内容についての評価につきましては、機器の無償修理の保証期間が評価された。メンテナンス部門の拠点、故障時のサポート体制が充実していることが評価された。

総合評価としては、工事に対する理解度、説明の明確さ、工事に対する意欲の高さが評価されたということで、確かに、この機器の仕様については、2者いろいろな提案がほぼ同等な形で提案されました。機器については、各委員さんもA社の製品のほうが優れているという点数はつけられたと思うんですけども、特に重要なランニングコスト、維持管理費用等、それから、サポート体制、そのあたりを総合的に判断させていただいて、今回の優先交渉者の決定に至ったということでございます。

◎教育長

濱田委員、お願いします。

○濱田委員

A社は市内の企業ですか。

●スポーツ振興課長

はい、市内の電気工事会社でございます。

基本的には市内の電気工事会社とスコアボードをつくる機器メーカーとが共同して提案をしていただくという形になったというところでございます。

○濱田委員

今回の応募条件は市内の企業ということだったんですか。

●スポーツ振興課長

提案要件としては、今回の場合は電気工事ということで、都城市の建設業者等の有資格者、業者名簿における登録業種で電気工事に搭載されている者のうち等級が格付Aランクのものでということでした。

○濱田委員

はい、わかりました。

◎教育長

それでは、よろしかったでしょうか。

では、報告第44号、議案第6号を承認又は決定いたします。どうかよろしく願いいたします。

【報告40号・第41号・議案第4号】

◎教育長

それでは、次に、報告40号と41号、議案第4号を教育総務課長から御説明いたします。

●教育総務課長

教育総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第40号「専決処分した事務（教育委員会の名義後援・共催）について」御説明いたします。別紙のほうをごらんください。

名義後援につきましては、平成31年4月20日から令和元年5月16日までに申請があったもので、9件全てを承認しております。

表の一番左のナンバー10、11につきましては今回が初めの申請事業になりますけれども、申請団体につきましては、これまでも他の行事等で名義後援を行っている団体でございまして、特にナンバー11につきましては、木之川内小学校の児童、近隣住民を対象とした動植物等の展示を行って、博物館の活動内容について広く知っていただくという活動でございまして。

共催につきましては8件を承認しております。内訳は全て学校教育課担当となっております。

ナンバー11につきましては、都城地区の小学校体育連盟の年間行事に対しての共催申請となっており、承認したところでございます。

報告40号につきましてはの説明を終わります。

続きまして、報告第41号「健康増進法改正に伴う市立小・中学校等の敷地内禁煙について」御説明いたします。

平成30年7月に健康増進法の一部が改正されたことに伴い、同法第28条第5号に規定される第1種施設に含まれる市立小中学校及び市立幼稚園も7月1日から敷地内禁煙とすることについて、今回、報告するものです。

内容といたしましては、敷地内禁煙の開始日は7月1日の月曜日からです。対象施設は市立の小中学校と幼稚園で、範囲は対象施設の建っている敷地となります。今回は、電気加熱式たばこを含む全てを禁煙として、敷地内での車内禁煙も禁止といたします。

これまで小中学校におきましては、平成28年度から学校敷地内を全面禁煙としておりましたが、自動車内での喫煙は認めていたところでございます。改正法では、車内にも特定施設と同様の規制が適用されるため、喫煙はできなくなるということでございます。

別紙2をごらんください。

今回の健康増進法改正では、望まない受動喫煙をなくす。受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮する。施設の類型・場所ごとに対策を実施するという、この3つの基本的考えに基づいており、新法の第28条第5号に敷地内禁煙の対象となる施設、いわゆる第1種施設が規定されております。

この第1種施設も大きく2つに分けられまして、学校、病院、児童福祉施設等と国及び地方公共団体の行政機関の庁舎が対象となっております。前者のほうには18項目ほどありますが、1項目めに学校教育法に規定する学校が規定されているところでございます。このことに基づいて市教育委員会としましても市立の小中学校及び市立の幼稚園を車内禁煙を含む敷地内禁煙とするものでございます。

お手数ですが、1ページ目に戻っていただきまして、参考の部分ですが、今回、市の施設として、庁舎、病院、児童福祉施設が全て敷地内禁煙となりますので、あわせてお知らせをしておきたいと思っております。

最後に、別紙3をごらんください。

教育委員会所管の施設についてまとめております。小中学校及び幼稚園を除く施設は、第2種施

設になるため屋内禁煙でございます。今後、これらの第2種施設につきましても市の公共施設と一体的に受動喫煙防止策を推進するための対策を今後、検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上で、報告第41号の説明を終わります。

次に、議案第4号「都城市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本規則の制定根拠となっております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の引用条文のずれを解消するもの及び教育委員会が定める告示、訓令を公告式条例に基づき長の公布手続との整合性を図るため所要の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後となります。第1条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条文ずれを改正するもので、第14条第2項から第15条第2項に改正するものです。第2条から次のページの第5条までは教育委員会の規則の公布、告示等の公表等について都城市公告式条例に合わせて改めるものでございます。

以上で教育総務課からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

それでは、今の件につきまして御質問等ありましたらよろしく願いいたします。岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

敷地内禁煙のことなんですけれども、例えば、この市役所の庁舎は第1種ですから敷地内禁煙ということで、駐車場とかも入ってくるわけですよね。しかし、美術館とか資料館とかは第2種ですからその屋外でいうと美術館前のコーヒーショップとかがあるところは禁煙にならないんですよね。

#### ●教育総務課長

コーヒーショップのある庭は、美術館の敷地内ではあるんですけども、第2種施設はあくまで屋内禁煙が原則なので、今の段階ではその場所は禁煙という措置はしません。

歴史資料館とか学校給食センターも同様です。

#### ○岡村委員

ありがとうございます。

#### ◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

#### ○中原委員

学校現場で、今、自家用車内での喫煙は可というところについて、敷地内はもう法律で決まったけど敷地外も一切だめだよと指導するのか、学校としても対応をはっきり決めておいた方がいいのではないのでしょうか。

恐らく近隣の方々から苦情が出てくるでしょう。学校敷地外における対応についてです。

○教育長

そうですね。はい、赤松委員。

○赤松委員

今、市内の小中学校の教職員の中で喫煙率は何パーセントとか、教育委員会でつかんでおられるんですか。

●教育総務課長

教職員等の喫煙については、今年の2月19日付で小中学校に調査をしております。小学校が、教職員数811人に対して喫煙者71人の喫煙率8.8パーセント、中学校が489人に対して65人で、喫煙率13パーセント、合計で1,300人に対して136人で10.5%が喫煙率ということで報告をいただいています。

○教育長

10人に1人はたばこを吸っているという状況ですね。

○赤松委員

ありがとうございました。

◎教育長

よろしかったでしょうか、それでは、報告第40号、41号も承認いたしまして、議案4号につきまして、その議案どおり実施していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

●教育総務課長

ありがとうございました。

1件、前回の教育委員会で報告した件について修正をお願いします。

◎教育長

はい、お願いします。

●教育総務課長

はい、前回、臨時嘱託等の雇用的人数を申し上げたところですけど、最後に濱田委員から「4、5年前と人数はどうなんですか」という質問を受けた際に、私は、「余り変わっていません」というようなお答えをさせていただいたんですけども、一般事務の職員に関しては変わっていないんですけども、ALTと小学校図書館サポーターにつきましては、ALTのほうは平成24年度は7名だったものが今年度17名、図書館サポーターについては平成24年度に10名だったものが平成31年度で26名という形で、この分野につきましてはかなりの増員をしているということで、前回、変わっていないというような報告をさせていただきましたので、これだけは修正させていただきたいと思います。

○濱田委員

全体的に増えているということですか。ほかの部分が削られているとかいうことではない。

●教育総務課長

一般事務のところは多少増減はありますけど、この部分は特に増員されているかと思います。

○濱田委員

どうもありがとうございました。

◎教育長

ありがとうございました。

【議案第5号】

◎教育長

続きまして、議案第5号につきまして、教育部長から説明をいただきます。

●教育部長

それでは、議案第5号令和元年度の6月補正予算につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入の説明をいたしますと、左から2列に所属名が書いてありますが、教育総務課の集計欄をごらんいただきたいと思っております。教育総務課に関する歳入補正がトータルで2億3,579万5,000円でございます。これは、後ほどまた説明を申し上げますが、学校、小学校の大規模改造工事等に伴います増額補正を今回行いますけれども、それに伴いまして歳入増になったというものでございます。

それから、その下、学校教育課の集計欄に10万円という金額がございまして、これについては指定寄附金がございましたのでそれを計上しているものでございます。

それから、その下、生涯学習課の集計欄に105万円という額がありますが、これも同様に指定寄附を受けたものでございます。一番下、総計欄になりますけれども、合計の2億3,694万5,000円を、今回、6月補正の歳入補正ということでしたというふうに考えております。

次に、歳出の一覧になります。まず、教育総務課の集計の欄をご覧いただきたいと思っております。4億4,588万9,000円の増額補正をするものでございます。これ、先ほど少し申し上げましたけれども、小学校の大規模改造と、あるいは大王小学校への太陽光発電設備の工事によるものでございます。

それから、学校教育課の集計欄に10万円の補正を行いますけれども、これについては、指定寄附金を南小学校の図書室に図書の購入を行うための歳出補正でございます。

それから、生涯学習課の集計欄105万円、これにつきましても指定寄附金を図書館への図書購入に充てるためのものでございます。

それでは、具体的に説明を申し上げたいと思っておりますが、先ほどお配りいたしました委員会説明資料の歳出をごらんいただきたいと思っております。7ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、一番上の段、小学校管理費というのが、この管理費に、今回、111万1,000円増額補正を行う予定です。内容につきましては、昨年度指定寄附金をいただいたものがございまして、その寄附を、今回、乙房小学校への備品の購入費、あるいは消耗品費に増額補正をするものでございます。

それから、その下の段、五十市小学校建設事業3億4,399万2,000円増額補正をするわけですが、これにつきましては、事業内容の欄をごらんいただきたいと思っておりますが、今回、4月

16日付で学校施設環境改善交付金というものの内定がございました。その内定に伴いまして、今回、増額補正を行うわけですが、内容につきましては、五十市小学校の校舎に大規模改造の工事を行うというものでございます。

めくっていただきまして、8ページの上の段になりますが、空調設備整備事業小学校、これは、事業費はゼロと書いてありますけれども、その下のほうに特定財源の内訳というのが国庫支出金と市債が2つ書いてありますが、要は、今年度行います小学校の空調費の財源を組み替えるというものでございます。

それから、その下、自立・分散型エネルギー設備等整備事業9,978万6,000円の増額補正を行うものでございますけれども、これは、大王小学校の校舎の屋根に太陽光発電設備をつけて、また、蓄電池もあわせてつけまして、そこで発電をしたものを自家消費する、あるいは、一部の余剰電力について売電を行うというものでございます。

あわせまして、体育館の照明施設をLEDの照明器具に取り替える工事を行うものでございます。冒頭申し上げたように、これは地域活性化事業債と、あと、国からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金というものの内定がありましたので、それを活用して工事を行うものでございます。

それから、9ページになりますけれども、上の段、中学校管理費100万円の増額補正でありますけれども、これも個人からの指定寄附金がございましたので、山之口中学校のクラブ活動費への補助金であるとか、あるいは市民憲章のボード、こういったものに活用をするということのための増額補正でございます。

それから、その下の段、中郷中学校建設事業、これにつきましても、先ほどと同様に財源の組み替えを行ったものでございます。総事業費の増減はございません。

それから、ページをめくっていただきまして、10ページになりますけれども、空調設備整備事業中学校、これも事業費の増に係るわけですが、先ほどと同様に財源の組み替えを行っております。

それから、11ページになりますが、上段、小学校図書館図書充実費に10万円の増額補正を行います。これは、これも個人からの指定寄附金がございまして、南小学校図書室の図書購入費を、今回、増額補正するものでございます。

最後になります。12ページになりますが、図書充実費に、今回、105万円の増額補正を行います。これは、寄附が2つの会社団体等からございまして、株式会社ボンズジャパン、それから、国際ソプロチミスト都城、この2者から寄附がございまして、図書館に対する図書購入費を増額補正するものでございます。

以上、今回の6月補正の予算の概要につきまして説明をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

それでは、今の件につきまして御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。濱田委員、お願いたします。

#### ○濱田委員

例えば、今、説明いただいた資料の10ページなんですけど、財源の組み替えというのは市債ですが、組み替えをするということは、もともとが学校教育施設等整備事業債で賄おうとしていたものをその下の事業費で賄おうというふうに変えるということですか。

●教育部長

これは、簡単に言いますと、今回、学校施設環境改善交付金というのが、国庫支出金がいただける、内定をいただいているわけですが、これに伴って防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が使えるようになったということで、起債もいろいろ条件がいいものがありまして、少しでも財政部局としては条件のいい起債を使うということになってくるものですから、今回、こういった形で組み替えを行ったということになります。

○濱田委員

額がふえていますから、そういう余裕が出てくる、工事に対して余裕が出るのかなと思うんですけども。

●教育部長

いわゆる充当率が変わったりするものですから、全体工事費の中の何パーセントに対して起債が充当できるよと、そのパーセントが起債によって変わったりするものですから、こういう形になる増減が出てくるということです。

○濱田委員

どうもありがとうございました。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

○中原委員

先ほどの太陽光発電施設のお話で大王小学校に設置ということで、この大王小に設置する理由について教えていただきたいと思います。

●教育部長

今回は、校舎の屋根に太陽光の設備を設けるわけですが、そうなりますと当然、構造上、それを屋上に太陽光発電施設を載せられる構造になっているのかどうかになるわけですが、今回、この大王小につきましては、以前、大規模改造で、一度、校舎を大分改造しているんですけども、そのときに構造計算もあわせてやっていることがわかりまして、それを見てもみたら、この太陽光を屋上に載せても改修には耐えられるということがわかって、大王小ということになりました。

あと、もう一校あったんですけども、もう一校のほうは余剰電力の売電が少しそれができなかったりするところもあって、大王小のほうを優先をしたということになります。

◎教育長

よろしかったでしょうか。

○中原委員

はい。

◎教育長

ほかにございませんか。ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案第5号につきまして、原案のとおり承認をいたしますので、どうかよろしく願いいたします。

**【報告第42号・第43号】**

◎教育長

それでは、報告第42号、第43号を学校教育課長から御説明をいただきます。よろしく願いします。

●学校教育課長

それでは、学校教育課の報告事項につきまして御説明いたします。

報告第42号「臨時代理した事務の報告及び承認について（小規模特認校制度を利用した転入学）」であります。

先月、小規模特認校制度を利用した転入学生徒について、別紙のとおり許可しました。本生徒は平成30年4月から市内住所地から宮崎市内の私立中学校に就学しており、現在2年生の男子です。今年に入り本人の事情により家族の相談を受けまして、平成31年3月12日より本市夏尾中学校にて体験入学をしておりました。その後、改めて本人及び保護者から小規模特認校制度による転入の申請がありましたので、許可日をもって許可いたしました。

続きまして、報告第43号「臨時代理した事務の報告及び承認について（学校薬剤師の委嘱）」であります。

学校薬剤師の委嘱については、都城市北諸県郡薬剤師会の推薦を受けて2年ごとに委嘱いたします。現在の学校薬剤師は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの委嘱期間となっておりますが、今回、学校薬剤師の辞職に伴い、改めて推薦をいただき、平成31年4月1日にさかのぼって後任の委嘱を行いました。今回の委嘱期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間とし、対象学校名及び学校薬剤師の氏名については別紙のとおりでございます。なお、この委嘱に伴い関連して同高城地区内の有水幼稚園の薬剤師についても同様の委嘱を行いました。

以上で、学校教育課の説明を終わります。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして御質問等ありましたらよろしく願いいたします。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第42号、43号を承認いたします。ありがとうございました。

◎教育長

ありがとうございました。

では、以上で、令和元年6月の定例教育委員会を閉会します。